

議案第 1 2 号

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 2 2 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 災害業務手当

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条に次の 1 号を加える。

(8) 前条に規定する手当 1 日につき 5 0 0 円以内

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（災害業務手当）

第 8 条 災害業務手当は、災害対策本部等の命令に基づき災害に係る業務に従事した職員に支給する。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス

（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改め、附則第３項中「第８条」を「第９条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定（附則第２項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に勤務する職員について適用する。

（北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 北本市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１７条の表中「第９条見出し」を「第１０条見出し」に、「第９条第１項」を「第１０条第１項」に改める。

第２１条の表中「第９条見出し」を「第１０条見出し」に、「第９条第１項」を「第１０条第１項」に改める。